改正

平成21年3月31日告示第60号 平成22年10月13日告示第97号 平成24年1月27日告示第9号

瑞浪市販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 市は、本市地場産業がさらなる活性化及び発展をしていくために、地場産業に係る販売力の 強化事業として実施する新製品・商品等の展示会・見本市の開催及び新製品・商品等の普及・PR 活動等の販路開拓事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付 に関しては、瑞浪市補助金等交付規則(平成20年規則第32号)に定めるもののほか、この要綱の定 めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 連携体 2以上の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に 規定する中小企業者をいう。以下同じ。)等で構成されるグループで次の条件を満たすもののう ち、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して市長が実施主体として適 当と認めたもの
 - ア 当該グループの構成員の中に必ず製造業、卸売業又は小売業に属する中小企業者が参加して いること。
 - イ 当該グループの構成員の半数以上が市内中小企業者であること。
 - ウ 事業の実施に係る補助金の交付の窓口となり、かつ経理を行う市内中小企業者をあらかじめ 1つ定め、当該中小企業者が補助金に係る特別の会計を設けて補助事業であることを明確にしていること。
 - エ 大企業が参加する場合にあっては、当該大企業の所要資金について補助対象経費から除外されていること。
 - (2) 組合等 次のいずれかに該当するもの
 - ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び 協同組合連合会
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び商工組合連 合会
 - ウ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。) であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が市内中小企業者であるもの
 - エ 公益法人であって、市町村が金銭を拠出しているもの
 - オ 一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)であって、当該法人の 直接又は間接の構成員の3分の2以上が市内中小企業者であるもの
 - カ 一般社団法人等であって、市町村が金銭を拠出しているもの
 - キ その他市長が適当と認める団体

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助率及び事業期間は、別表のとおりとする。 ただし、市税を完納していない者は補助事業者から除外する。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、瑞浪市販路開拓支援事業費補助金交付申請書 (様式第 1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、 補助金の交付の決定をする場合は、瑞浪市販路開拓支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号) により、不採択の決定をする場合は、瑞浪市販路開拓支援事業費不採択通知書(様式第2号の2) により、補助金の交付申請者にその旨通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき交付の決定を行うときは、その内容及びこれに条件を付した場合は、 その条件を補助事業者に通知するものとする。

(計画の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、第4条に規定する書類の内容に重要な変更を加えようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助金の交付の申請をした者は、第5条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定により申請の取り下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。
- 3 第1項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、事業完了後に、瑞浪市販路開拓支援事業費実績報告書(様式第3号)を市長 に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金を交付しなければならない。

(補助金の支払方法)

- 第10条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、瑞浪市販路開拓支援 事業費補助金概算払(精算払)交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 この要綱に基づく補助金に関する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し、必要な事項は、別に市長が定める。 附 則
 - この告示は、告示の日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成21年3月31日告示第60号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月13日告示第97号)

この告示は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年1月27日告示第9号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象事業	補助事業 者	補助対象経費	補助率	事業期間
瑞浪市内の企業で生	連携体組	専門家等謝金、旅費、	補助対象経費の1/	事業期間は、最大5年

産される製品(商品)	合等 職員旅費	、会議費、会	2以内(国及び県の	の補間とする。 (事業期間
の販路の開拓、新規顧	場借料、	印刷製本費、	助金等を特定財源	原とは1年間ごとの補助
客の獲得、地場産業の	通信運搬	費、借料・損	する補助事業です	ド長期間からなり、補助期
宣伝・紹介等を推進す	料、広告	宣伝費、通訳	が必要と認めるも	もの間ごとに交付決定を
るために実施する新	料、翻訳料	4、消耗品費、	は2/3以内)	行う。) ただし、市長
商品等の展示会・見本	雑役務費	党、会場整備		がこの事業期間を超
市等の開催、出展事業	費、保険	料、委託費等		えることが適当と認
及び各種広告媒体の	※連携体	構成員間で		める場合はこの限り
活用等によるPR事	生じる経	と費は対象外		ではない。
業	とする。			

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係) 様式第2号の2(第5条関係) 様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第10条関係)